



2022年8月吉日

お客さま各位

栃木ガス株式会社

ガス小売供給約款の一部改定について

日頃より弊社の都市ガスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

2022年9月10日付で、都市ガスのガス小売供給約款及び各種選択約款についてご契約の内容を一部改定し、10月検針分より適用いたします。なお、ガス料金における「基本料金」、「基準単位数料金」に変更はございません。

改定内容について何卒ご理解いただくとともに、今後も変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

【変更の内容】

- 原料費調整における平均原料価格を算定する際の換算係数の変更、平均原料価格上限値の撤廃

<改定前>

23. 単位数料金の調整

(1)～略～

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位数料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位数料金} + \underline{0.080\text{円}} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位数料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位数料金} - \underline{0.080\text{円}} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

（備考）上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2)～略～

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表第6の2の(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

ただし、その金額が116,820円以上となった場合は、116,820円といたします。

（算定式）

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times \underline{0.9604} \\ &+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times \underline{0.0393} \end{aligned}$$

<改定後> 上記下線部を変更、平均原料価格上限を削除いたします。

23. 単位数料金の調整

(1)～略～

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位数料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位数料金} + \underline{0.081\text{円}} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位数料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位数料金} - \underline{0.081\text{円}} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

（備考）上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2)～略～

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表第6の2の(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果

の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算定式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times \underline{0.9479} \\ &+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times \underline{0.0546} \end{aligned}$$

●保証金の利息を廃止

<改定前>

25. 保証金

(3)当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金とその利息との合計額をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。

(4)当社は、預かり期間経過後、又は10の規定により契約が消滅したときは、保証金とその利息との合計額((3)に規定する未収の料金がある場合にあつては、その額を控除した残額をいいます。)を速やかにお返しいたします。利息は、保証金に対し年0.024パーセントの利率で、その預かり期間に応じて複利により計算いたします。

<改定後> 上記下線部を削除いたします。

25. 保証金

(3)当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。

(4)当社は、預かり期間経過後、又は10の規定により契約が消滅したときは、保証金((3)に規定する未収の料金がある場合にあつては、その額を控除した残額をいいます。)を速やかにお返しいたします。

●遅取料金の加算条件の追加

<改定前>

31. 遅取料金の支払方法

(2)遅取加算額は、翌月以降に料金が発生する場合には、翌月以降の料金と同時にお支払いいただきます。

<改定後> 条件追加

31. 遅取料金の支払方法

(2)遅取加算額は、翌月以降に料金が発生する場合には、翌月以降の料金と同時にお支払いいただきます。

ただし、料金が発生しない場合、遅取加算額はないものといたします。

●付則 実施時期について

付則

1. この小売約款の実施期日

この小売約款は、2022年9月10日から実施いたします。

2. この小売約款の実施に伴う切替措置

当社は、2022年9月10日から2022年9月30日までの間に支払義務が発生する料金については、本供給約款の実施前の小売供給約款に基づき料金を算定するものといたします。

●今回の変更内容に伴うお手続きは不要です。

お客様の【供給地点特定番号】は、検針票に記載されています。

ご質問等ございましたら下記担当までご連絡ください。

(小売登録番号 D0066) 栃木ガス株式会社

栃木市城内町2丁目2番23号

【窓口・担当】業務課(望月・佐々木) TEL0282-22-2939

【受付時間】09:00~17:00(土・日・祝祭日を除く)